

乙第 63 号証

平成 28 年 7 月 31 日

■■■■ 殿代理人

弁護士 喜田村洋一 先生

弁護士 上野 晃 先生

■■■■ 代理人弁護士 齊 藤 秀



他

回答書

冠省。平成 28 年 7 月 22 日付け「面会交流要望書」に対し、以下のとおり、ご回答致します。

7 月 14 日の弁論準備手続の際にも申し上げたとおり、父子関係について■■■さんは、きちんとした意見を表明しています。この意見を是非、尊重していただきたい。あと数ヶ月で 9 歳になる少女を一人前の人格者としてお認めのうえ、まずは、貴職ご依頼者が渡辺久子医師と面談していただくことから始めて戴けますでしょうか。遠回りのようではありますが、こうした手順が将来にわたって良好な親子関係の第一歩となると考えております。

渡辺医師との面談をご希望の場合は、まずは、当職らあてご一報ください。日程調整などのお手伝いをさせていただきます。

以上、用件のみにて失礼いたします。

不一